

《申請業者名》
《役職名》《代表者氏名（通称名）》様

草津市ごみ減量推進課
課長 中北光一

事業系一般廃棄物（普通ごみ）の収集について（通知）

これまで草津市では、事業系一般廃棄物のうち「普通ごみ類」については、「紙袋」や「段ボール箱」などの「普通ごみ」に該当する素材の袋等に入れて排出していただくように指導をしてきたところですが、平成22年4月1日から、透明のポリエチレン袋で排出していただくように変更しますので通知いたします。

これは、中身の確認できる透明な袋で排出していただくことにより、分別の徹底を図ろうとするものでありますので、収集運搬業者におかれましては、契約されている排出事業者等に対して周知をしていただきますようお願いいたします。

また、今回の変更について、排出事業者等への周知として、12月1日付の市広報誌、および商工会議所のニュース紙においても記事を掲載する予定ではありますが、紙面に限りがあることから、使用することができる袋の基準等について、「詳しくは、ご契約されている収集運搬業者に確認してください。」としておりますので、別紙の基準等に基づき、問合せがありましたらお答えいただきますよう併せてお願いいたします。

今回のごみ袋の素材の変更に伴い、クリーンセンターにおける搬入状況調査の回数を増やすなど、チェック体制の強化を図る予定をしておりますので、分別が悪いなど、「一般廃棄物収集運搬業許可業者に対する処分に関する要領」に定められている指示事項が守られない状況が続きますと、同要領に基づく搬入停止や許可の取消しなどの処分につながりかねませんので、契約されておられる排出事業者に対して、今一度、分別の徹底等について、指導していただきますよう重ねてお願いいたします。

草津市市民環境部 ごみ減量推進課（1階）
電話 077-561-2346
担当：米田

事業所の皆さんへ

事業系一般廃棄物（普通ごみ）の出し方が変更になります

これまで草津市では、事業系一般廃棄物のうち「普通ごみ類」については、「紙袋」や「段ボール箱」などの「普通ごみ」に該当する素材の袋等に入れて排出していただくよう指導をしてきたところですが、平成22年4月1日から、透明のポリエチレン袋等で排出していただくように変更します。

これは、中身の確認できる透明な袋で排出していただくことにより、ごみの分別を徹底していただき、ごみの減量化を図ろうとするものです。

分別の悪い廃棄物につきましては、市クリーンセンターへの搬入を拒否する場合があります、収集運搬業者に対しても、そのような廃棄物を収集してくると処分の対象となる旨の通知をしておりますことから、これまで以上に分別の徹底をお願いいたします。

使用していただける袋の基準等につきましては、下記のとおりです。詳しくは、市役所ごみ減量推進課、または、ご契約されている収集運搬業者にご確認ください。

記

ごみ袋の基準等

市で指定のごみ袋は作成しませんので、市販されている袋を使用してください。

ただし、使用することのできる袋については、一定の条件を満たしている必要がありますので、収集運搬業者から確認済みの袋を購入されるか、下記の基準を満たした袋を購入していただき、事前に収集運搬業者を通じて確認を受けてください。

- ①外袋等に、「焼却してもダイオキシン等が発生しない」等の明記があるもの
(ポリエチレン100%のものなら、まず問題はありません。)
- ②中身が確認できるよう、透明のもの。(黒色や青色、白濁して中身が確認できないものは不可) ※草津市の家庭用普通ごみ袋より透明度があること。
- ③大きさや厚さは、大きすぎたり薄すぎたりして、収集の際に破れることのないよう、大きさ60リットル程度、厚さ0.04mm程度のもの
- ④商品の梱包などに使用されていたような袋の使いまわしは不可とします。
(材質の確認ができないため)
- ⑤これまでどおりの紙袋等での排出も、当分の間(平成23年3月31日まで)は可といたしますが、中身が確認できないため、分別の徹底は特にお願いします。
また、段ボール等は、古紙回収業者に依頼するなどして、ごみの資源化、減量化にご協力をお願いします。

草津市市民環境部 ごみ減量推進課(1階)

電話 077-561-2346

別紙

○変更日 平成22年4月1日から

○ごみ袋の基準等

- ①市で指定のごみ袋は作成しませんので、市販されているものを購入してください。
- ②外袋等に、「焼却してもダイオキシン等が発生しない」等の明記があるもの
(ポリエチレン100%のものなら、まず問題はありません。)
- ③中身が確認できるよう、透明のもの。(黒色や青色、白濁して中身が確認できないものは不可) ※草津市の家庭用普通ごみ袋より透明度があること。
- ④大きさは特に規定しないが、60リットル程度のもの
- ⑤厚さは、薄すぎて収集の際にすぐに破れたり、厚すぎて破れにくいことがない程度の0.04mmくらいのもの。
- ⑥袋に、若干の印刷があっても問題ない。
- ⑦商品の梱包などに使用されていたような袋の使いまわしは不可。
(材質の確認できないため)

○基準を満たしている袋かどうかの確認

クリーンセンターまたは市役所ごみ減量推進課で、事前に確認を得ること。

収集運搬業者において購入や作成し、排出事業者等に販売する場合は、仕様のわかる現物を持参し、確認を得てください。

また、排出事業者が市販の袋を購入される場合についても、同様に確認が必要となりますが、排出事業者等が個々に確認に来られますと、非常に事務が煩雑となりますことから、収集運搬業者が排出事業者等に代わって確認を得ていただくようお願いします。

○紙袋等の使用について

紙袋等の在庫を大量に抱えておられる事業所等につきましては、当分の間は、紙袋等での排出も可といたしますが、中身が確認できない分、しっかりと分別をしていただくよう指導をお願いします。(平成23年3月31日まで)

また、段ボール箱については、今後は資源ごみとして古紙回収業者に回収してもらうなど、ごみの減量に努めていただくように指導をお願いします。

○その他

これまでから、既にポリエチレン袋などで排出されていた事業所等もあり、また、それらの袋を収集されていた許可業者もあったようですが、これまでは、正式に認めていたことではありません。

今後は、必ずこの基準に合った袋(特に、黒色などの不透明な袋は不可)で排出をしていただくよう指導をお願いします。